

平成 22 年度特例民法法人に関する年次報告の概要

特例民法法人※の実態及び指導監督の実施状況について、各府省及び都道府県で調査を行い（調査時点は、平成 21 年 12 月 1 日現在）、その結果を内閣府において取りまとめたもの。

※ 従来の公益法人。平成 20 年 12 月 1 日から新公益法人制度が施行され、5 年間の移行期間に、新制度の公益法人又は一般法人に移行する等とされており、それまでの間は、特例民法法人として存続する。

1. 特例民法法人の現況

(1) 法人数

- 23,856 法人（国所管 6,493 法人、都道府県所管 17,489 法人）
- 平成 20 年 12 月以降、新設されることはない
- 解散 451 法人（前年 421 法人）（このうち 90 法人は新制度の公益法人等に移行）

(2) 財務・会計の状況（平成 20 年度決算ベース）

- 年間収入額 18 兆 281 億円（前年比+2,752 億円）
- 年間支出額 17 兆 8,318 億円（前年比▲ 857 億円）

- 本来の事業費が総支出額の 2 分の 1 以上の法人（指導監督基準：可能な限り 2 分の 1 以上）
 - 国所管法人 3,514 法人（54.2% 前年比+3.4 ポイント）
 - 都道府県所管法人 6,988 法人（40.0% 前年比+1.0 ポイント）

- 収益事業費が総支出額の 2 分の 1 以下の法人（指導監督基準：可能な限り 2 分の 1 以下）
 - 国所管法人 6,399 法人（98.7% 前年比±0）
 - 都道府県所管法人 16,761 法人（96.0% 前年比▲0.2 ポイント）

- 内部留保率 30%以下（指導監督基準運用指針：30%程度以下が望ましい）
 - 国所管法人 4,210 法人（64.9% 前年比+1.7 ポイント）
 - 都道府県所管法人 9,692 法人（55.5% 前年比▲0.9 ポイント）

(3) 役職員の状況

- 所管官庁出身理事がいる法人数
 - 国所管法人 2,710 法人（前年比▲223 法人 ▲7.6%）

- 所管官庁出身理事数
 - 国所管法人 6,024 人（前年比▲685 人 ▲10.2%）

- 所管官庁出身理事が 3 分の 1 を超えている法人数（指導監督基準：3 分の 1 以下）
 - 国所管法人 10 法人（22 年 5 月 1 日までに解消済）
 - 都道府県所管法人 444 法人

- 有給役員のない法人

国所管法人 2,641 法人 (40.7% 前年比+0.2 ポイント)

- 有給常勤役員の平均年間報酬額 800 万円未満の法人

国所管法人 2,028 法人 (有給役員がいる法人の 52.6%、前年比+0.6 ポイント)

(4) ホームページの開設状況 (申合せ：インターネットにより公開するよう要請)

国所管法人 88.8 % (前年比+3.0 ポイント)

都道府県所管法人 57.9 % (前年比+4.2 ポイント)

(5) 所管法人に対する立入検査の実施 (平成 18~20 年度) (申合せ：少なくとも 3 年に 1 回実施)

国所管法人 96.5 %

都道府県所管法人 72.5 %

2. 法人と行政との関わり

(1) 行政委託型法人等の状況

- 国所管の行政委託型法人等 (法令等に基づき各府省から事務・事業の委託・推薦等を受けている法人) の数は、405 法人 (前年比▲9 法人)

(2) 国所管法人に対する補助金・委託費等 (平成 20 年度決算ベース)

- 各府省の補助金・委託費等の総額は 4,125 億円 (前年比+865 億円)
交付法人数は 915 法人 (前年比▲54 法人)

(3) 公務員制度改革に関連する措置等

- 各府省から補助金・委託費等を受けている法人及び検査等の委託・推薦等を受けている法人 (1,009 法人) の 92.8% (936 法人) において役員報酬の具体的水準が明らかにされている。また、92.5% (933 法人) において役員退職金の具体的水準が明らかにされている。

(4) 特例民法法人を巡る最近の動向

- 21 年 12 月には、行政からの支出又は権限付与により、公益法人に実施させている事務・事業について国民的視点に立って徹底的な見直しを行うことが閣議決定された。
- 22 年 5 月には、政府系の公益法人が行う事業を対象に事業仕分けを実施した。
- 事業仕分けの評価結果等を踏まえ、各府省において公益法人への支出や権限付与の見直し等を行っている。
- なお、このような見直しの過程で、公益法人と行政の関係についての実態を把握するための調査を実施したところ、その結果は以下のとおりであった。
 - ① 国家公務員出身者が職員として在籍しているのは 1,335 法人 (合計 8,768 人)
 - ② 平成 20 年度において国又は独立行政法人から 1,000 万円以上の支出 (補助金・委託費等の他、契約等による支出を含む。) を受けているのは 1,249 法人 (支出総額は約 9,055 億円)
 - ③ 指定、登録等行政から何らかの権限を付与されているのは 652 法人

【連絡先】

内閣府大臣官房公益法人行政担当室 伊藤補佐、坂本補佐、伊藤係長
電話：03-5403-9586 (直通) FAX：03-5403-0231